

(概略版)

下記の場合については、**特定発電事業の申請を受け付けません。**

- ① 山林原野及び森林法第5条第1項にあたる森林の竹木の伐採を伴う計画（保安林は除く）。
- ② ①以外の場合で竹林の伐採を伴う計画で、関係区の同意を得られないもの。
- ③ 分割案件、または分割案件に類似すると判断される計画。
- ④ その他、町長が申請を受け付けられないと判断した場合。

・特定発電事業とは

発電出力の合計が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電施設を設置し運用を行うもの。

ただし、建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギーを設置するものを除く。

※詳細については担当係にお問合せください。